

第1条【スクールの名称】

本スクールは「ダンススクール・ソプラティコ」、（以下「スクール」とい
う）と称します。

第2条【スクールの所在地】

本クラブの所在地は、北海道小樽市花園4丁目17番3号とします。

第3条【スクールを経営・運営】

本スクールの経営は、株式会社ソプラティコが行います。

第4条【目的】

本スクールは、ダンスを通して健全な総合ダンス教室及び、文化的で多目的
なスクールを目指すものとします。

第5条【会員の定義】

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本スクー
ルが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「ス
クール会員」という）といいます。

第6条【入会契約の締結】

- (1) 本スクールに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規則等を承
認し、本スクールと入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本スクールは第1項に際して、本規約及び細則、利用規則等の契約書面
を交付するものとします。

第7条【入会資格】

会員は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) スクール会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、規約を遵守できる方。
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従いスクール会員相互の調和が図れ
る方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 満3歳以上の方。
- (6) 刺青等をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方。
- (7) 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）に関与されていない方。
- (8) その他前各号に準ずる事由のない方

第8条【未成年者の取扱い】

第7条第5項で認める未成年者がスクール会員になろうとする時は、その親
権者は自らがスクール会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本
人と連帯して負うものとする。

第9条【スクール会員の種類】

本クラブのスクール会員の種類と要件は次のとおりとします。

- | | | |
|-------------|--------|-----------------|
| (1) 月4回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |
| (2) 月8回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |
| (3) 月12回コース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |
| (4) マスターコース | スクール会員 | 個人を対象とし記名式とします。 |

第10条【スクール会員資格の期間】

スクール会員資格の有効期間は、全スクール会員種類とも退会時まで有効と
します。

第11条【入会の手続き】

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、スクール宛にご提出ください。
- (2) スクールは入会資格審査を行い、適当と認めた方の入会を承認します。
- (3) スクールは、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないこ
とができる、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

第12条【入会金】

入会金は如何なる場合も返還しないものとします。但し、入会申込に際し行
う会員資格審査のうえお断りした場合または、本クラブの責めに負うべき事
由があった場合は返金致します

第13条【除名】

スクールは、スクール会員が次の各項の一つに該当した場合、スクール会員
資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた勧告にも応じない
場合。（尚この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無にかかわ
らず、徴収いたします）
- (2) スクールの施設等を故意にき損（効用を害することを含む）した場合。
- (3) スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規約その他スクールの定める規則に違反した場合。

(5) スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。

(6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。

(7) 第7条に定めるスクール会員としての資格条件に欠けていることが、明らか
となった場合。

第14条【退会】

スクール会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第15条【休会】

本クラブの会員が1ヶ月以上の期間に亘り本クラブを利用できない事由が
生じた場合には、所定の休会届と休会解除届を提出し、本クラブの承認を得て
休会することができます。休会期間は6ヶ月迄とします。

- (1) 会員は休会期間中であっても本クラブが定めた休会費を納入するもの
とします。

第16条【復会】

休会中の本クラブ会員は復会しようとする時、随時復会することができます。
復会日の該当月より会費は所定の金額とします。又、16日以降の復会の場
合は所定の会費の半額分となります。

第17条【スクール会員資格の喪失】

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第18条【スクール会員資格の譲渡禁止】

スクール会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第19条【名義変更】

スクール会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第20条【スクール会員証】

- (1) スクールは、スクール会員に会員証を交付いたします。
- (2) 会員証は、記名された方以外は使用することができません。
- (3) スクール会員は、スクールを利用するとき、会員証を提示しなければな
りません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等をすることできません。
- (5) スクール会員が会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い、
スクールに再発行を申請するものとします。なお、再発行については手
数料550円（税込）を頂きます。
- (6) スクール会員は、スクールを退会するときは、会員証を速やかに返還する
ものとします。

(7) レッスンの利用については、指定された有効期限内の利用ができます。

第21条【月会費等】

スクール会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める月会費および
施設利用料を退会までスクールに納入していただきます。

第22条【施設の利用範囲と利用方法】

- (1) スクール会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用するこ
とができます。但し、本クラブがスクールレッスン、特別行事、或いは施
設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は会
員の利用を制限することができます。
- (2) 会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係
員に提示しなければなりません。
- (3) 本スクール内では、スタッフの指示に従うものとします。

第23条【ビジターの利用】

- (1) スクールでは、施設に余裕のあるときはスクール会員以外の満3歳以上
の方（以下「ビジター」という）に施設利用を認めるることができます。
- (2) ビジターの施設利用料金は、別途細則に定めます。
- (3) ビジターの施設利用については、本規約および細則その他の定めを準用
致します。

第24条【利用制限】

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青のある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- (4) その他、医師により運動を禁じられている方。

第25条【事故責任】

- (1) スクール会員は、自己の責任と危険負担においてスクールの施設を利用
して頂きます。
- (2) スクールは、スクール会員およびパーソナルレッスンの施設利用に際し
生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。

但し、スクールに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(3)スクール会員は、スクールの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、スクールまたは第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

第26条【施設の廃止および利用制限】

スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改造、改装、整備等を行う場合又は、経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しての旨を告知します。

第27条【定休休館】

本クラブは、規則的な休館日はございません。

第28条【休館】

スクールの休館日は、年末年始の他、4月と9月の施設点検日とします。尚、定期休館日の具体的な月日については毎年スクールが決定の上、その都度会員に連絡するものとします。

第29条【細則等】

本約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりスクールが定めるものとします。

第30条【規約等の改訂】

スクールは、本規約および細則等を改訂変更することができ、この効力は全てのスクール会員に及ぶものとします。

(2023年7月1日改定)

細則

第1条【入会金】

会則第12条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第2条【会費】

会則第20条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第3条【施設利用料】

スクール会員等およびパーソナルレッスンは施設を利用する場合1名1回につき、料金表記載の料金をお支払いいただきます。

第4条【施設利用日、時間帯】

施設利用日は別紙スクールの案内とおりとさせていただきます。

第5条【スクールの営業時間】

スクールの営業時間は別紙レッスンスケジュール表の通りとします。

第6条【会費および施設利用料等の支払い】

- (1)会費月払い金融機関引落は当月分を当月15日に支払うものとします。
- (2)郵便局の引落日は当月分を当月10日に支払うものとします。
- (3)支払い方法は、金融機関口座振替によるものとします。
- (4)施設利用料等は、その都度現金でお支払い頂きます。

第7条【変更事項】

- (1)スクール会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更がある場合は、すみやかにスクールにお届け下さい。
- (2)スクールからスクール会員への通知連絡はスクール会員からお届けのあった住所または連絡先宛に発送することにより、スクール会員に届いたものとして、取り扱わせていただきます。
- (3)指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月の20日までに口座振替依頼書をご提出下さい。

第8条【料金等の変更】

スクールは、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その他により変更することができます。尚、改定する場合には改定月の1ヶ月前迄に会員に告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改定するものとします。

第9条【休会費および休会手続き】

- (1)会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月1,100円(税込)を支払うものとします。
- (2)休会される場合は、それを希望される月の前月20日迄に所定の休会届と休会解除届をご記入の上フロントへご提出下さい。21日以降の休会届けは、翌々月末の休会扱いとなります。

第10条【退会手続き】

- (1)会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届に会員証を添えて提出し退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会といたします。
- (2)退会届は、前月の20日までにご提出ください。21日以降の退会届けは、翌々月の退会扱いとなります。

第11条【会員種類の変更】

- (1)会員種類の変更される場合は、それを希望される月の前月20日までに所定の変更届にご記入の上、メインフロントへご提出ください。
- (2)会員種類の変更に際して、会費の差額が発生する場合は、この差額分をあわせてお支払い頂きます。

第12条(順次事項)

- (1)レッスン開始5分前までにご来館ください。
- (2)レッスン中の私語は禁止いたします。
- (3)保護者の方のお待ち合わせはスタジオ以外の場所でお願いします。
- (4)スクールにおけるレベル分け等の判断につきましてはインストラクターに一任します。

第13条(その他)

- (1)レッスン人数は、振替希望者等で人数が増えることがあります。
- (2)事情によりインストラクターが交代することがあります。
- (3)レッスン中体験の方や見学者がいる場合もありますのでご了承ください。
- (4)レッスン開始時間から5分経過しても受講する方の来館がない場合レッスンを休講させていただくことがありますので予めご了承ください。
- (5)お休みされた分の振替につきましては翌月までが期限となります。
- (6)振替の回数につきましてはご登録されているコースの回数にかかわらず4回が上限となります。

(2023年7月1日改定)

施設利用規則

ダンススクール・ソプラティコご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごしありますよう、次の事項を遵守されますようお願い申し上げます。又、品格あるスクールとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. ダンススクール・ソプラティコ内においては、次の事項は禁止されております。
 - (1)館内はすべて禁煙となります。
 - (2)危険物及びペットを持ち込む事。又、飲食は所定の場所にてお願い致します。
 - (3)予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
 - (4)事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
 - (5)暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけたり、他人を不愉快にする行為。
 - (6)レッスン又は、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用、又下駄、雪駄類で入館する事。
 - (7)無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
 - (8)器具、備品等を無断で移動したり、持ち込み、持ち出しをする事。
2. 天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の理由により、事実上施設利用

が不可能になるか、またその危険が予想される場合は臨時休館することができます。この場合は、クラブは免責されるものとします。

3.スクール施設ご利用に際しては、次の事項をお守り下さい。

- (1)スクール施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行って下さい。
- (2)各スクール施設ご利用の際には、施設毎に定められた注意事項をご確認の上、ご利用頂きますようお願い致します。
- (3)施設並びに用具等を破損された場合には、速やかに係員もしくはフロントへお申し出下さい。
- (4)レッスン利用時間につきましては厳守願います。

4.駐車場や玄関前の駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難について

については、責任を負いかねます。

5.駐車場は、施設利用時の利用し、その他の目的での利用はお断りいたします。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断りいたします。

盗難防止の上からも貴重品については、メインフロントにお預けください。

6.盗難、紛失については、一切責任を負いません。